参考資料４

神戸市地震減災ガイド

南海トラフ地震・津波に備えるための10のポイント

POINT 01～03　地震・津波を知る
POINT 04～07　もしも地震が起こったら
POINT 08～10　地震・津波に備える

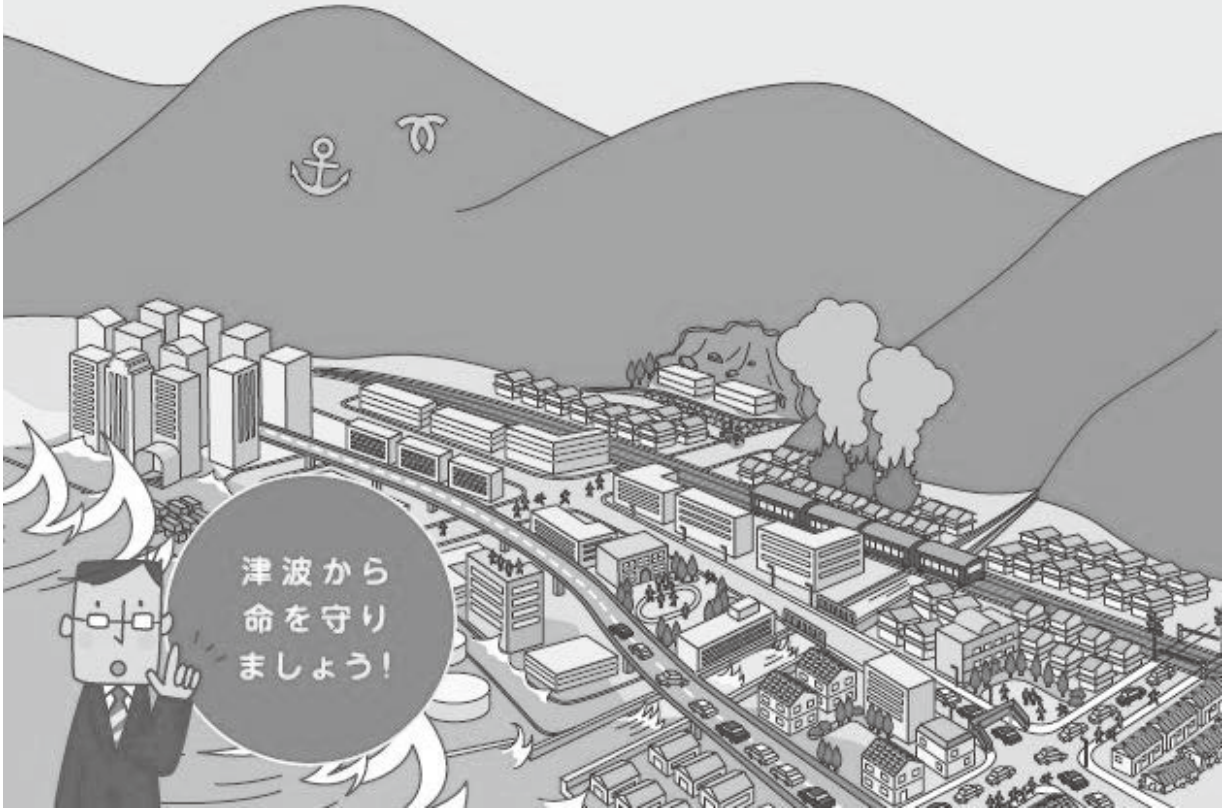

POINT
01 南海トラフ地震とは?

南海トラフ地震の特徴

1. 繰り返し起きている（100～150年間隔）
2. **M8程度以上**の大きな地震
3. 昭和南海地震の発生から70年以上経過している **（今後30年で70～80%の確率で発生）**

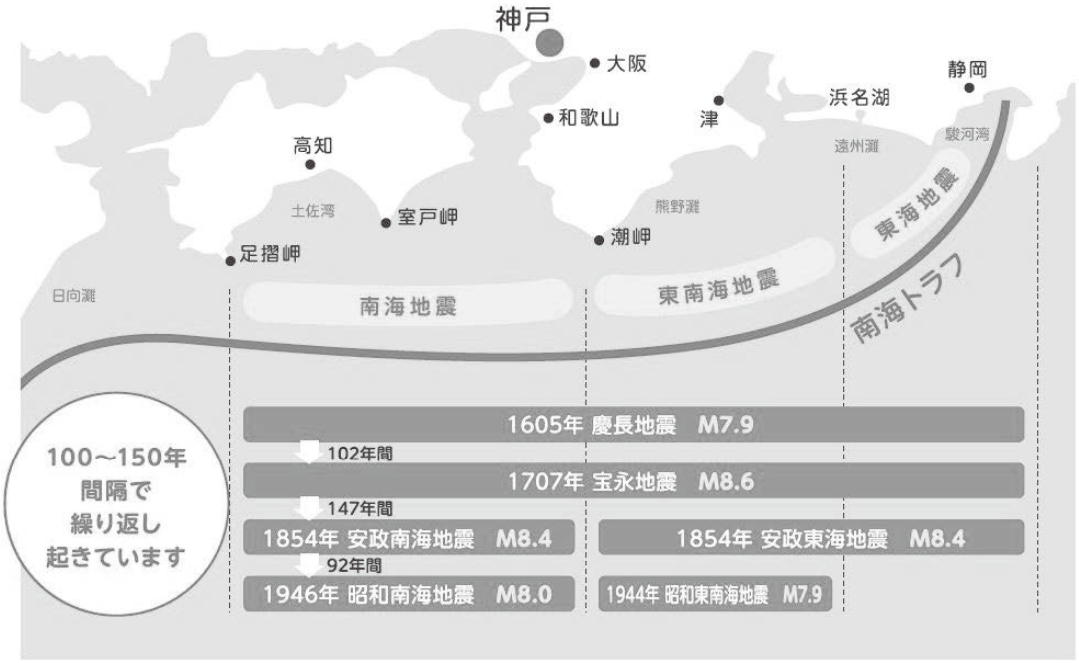

南海トラフ地震には2つのレベルがあります

レベル1

100年に1度程度発生してきたM8クラスの地震

→ **被害抑止策** 被害を防いでいきます。

人命の保護に加え、財産の保護、地域経済活動の安定化等の観点から、防潮堤の整備や、閉鎖体制の確立などを行います。

レベル2

1000年に1度かそれ以下の発生確率であるM9クラスの地震

→ **被害軽減策** 被害を少なくしていきます。

人命を守ることを最優先とし、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を推進します。

ソフト対策 …避難計画の作成・支援など

ハード対策 …防潮施設の粘り強い構造への補強など

POINT 02

南海トラフ地震では、どんな揺れが起こるの？

震度による揺れと想定される被害の状況

南海トラフ地震により西日本一帯に大きな揺れが発生します。神戸市の震度は、南海トラフ地震レベル2で、震度5強から6強となり、ゆっくりとした大きな揺れが1～2分続くと予想されています。

震度5弱

大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じます。棚の食器類や本が落ちることがあります。

震度5強

物につかまらないと歩く事が困難です。棚の食器類や本で落ちるものが多くなります。補強のないブロック塀が崩れることがあります。

震度6弱

立っている事が困難になります。耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがあります。

震度6強

はわないと動くことができません。耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものが多くなります。

震度7

耐震性の低い鉄筋コンクリート建物は、倒れるものが多くなります。耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがあります。

揺れの大きさと全壊被害の関係（木造建物）

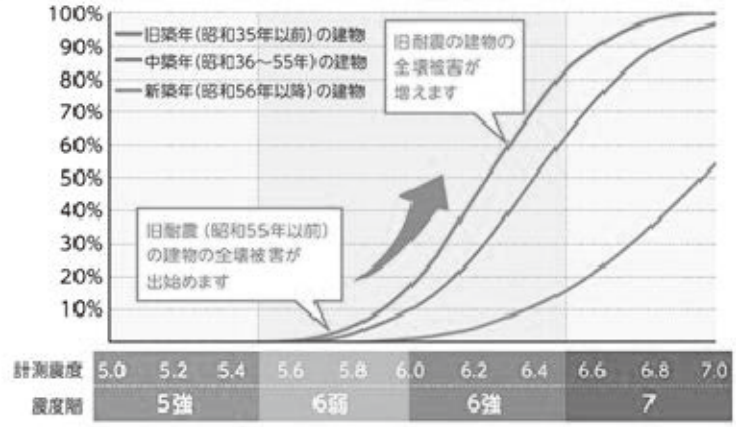

神戸市内の最大震度
（レベル2での想定）

東灘区	6弱
灘区	6弱
中央区	6弱
兵庫区	6弱
北区	5強
長田区	6弱
須磨区	6弱
垂水区	6強
西区	6強

まめ知識① マグニチュードと震度の違い

マグニチュード

地震そのものの大きさ（エネルギー）をあらわします。

震度

ある場所での地震による揺れの強さをあらわします。なお、震度6弱とは、計測震度5.5以上6.0未満のことを言います。

POINT
03 津波ってどんな波なの？ どこまで浸

津波とは？

海域で大きな地震が発生すると、海底が大きく隆起したり、沈降したりする場合があります。このとき、その上にある海水が大きく上下し、この変動が四方八方へ拡がっていきます。これが津波です。

また、津波は何度も襲来し、最低5～6時間は継続します。第1波が最大とは限らないので注意しましょう。

詳しい浸水域は「防災チェックシート」をご覧ください。

津波被害と浸水深の関係

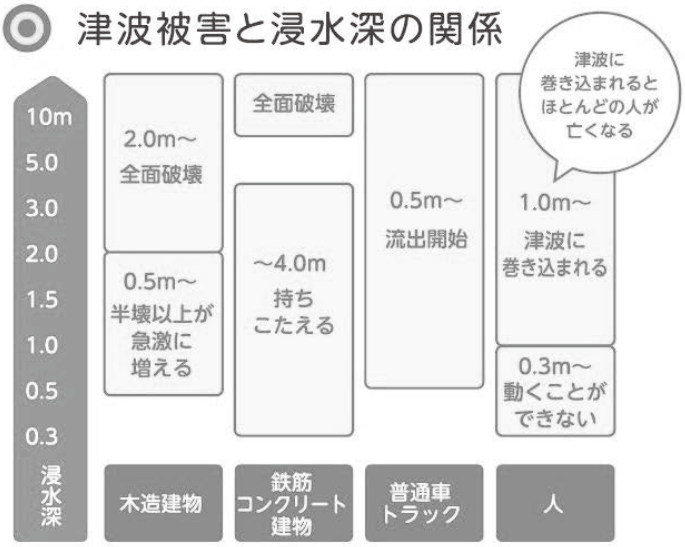

神戸市では、津波はどこまで浸水するの？

東日本大震災の教訓を踏まえ、津波からの避難を検討するにあたっては、レベル2の浸水想定が前提となります。

→ ● 約80分後に津波第1波が到達 ● 最高津波水位は3.9m ● 沿岸部で海岸保全施設を越えて浸水

神戸市内の最高津波水位と津波到達時間

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区
最高津波水位	3.3m	3.2m	3.9m	3.5m	―	2.7m	3.0m	2.6m	―
最短到達時間	110分	109分	91分	89分	―	88分	85分	83分	―

レベル1、レベル2における津波　浸水想定

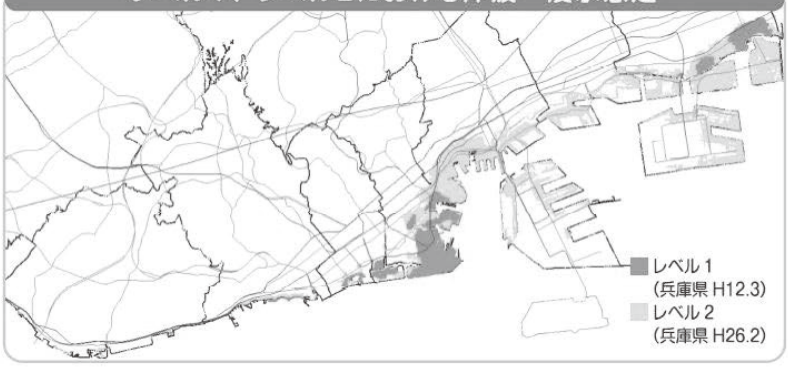

地震の揺れが1分以上続いたら、津波がくることを予想して、より遠く、高いところへ避難しましょう！

水するの？

◎ 最高津波水位と浸水深はどう違うの？

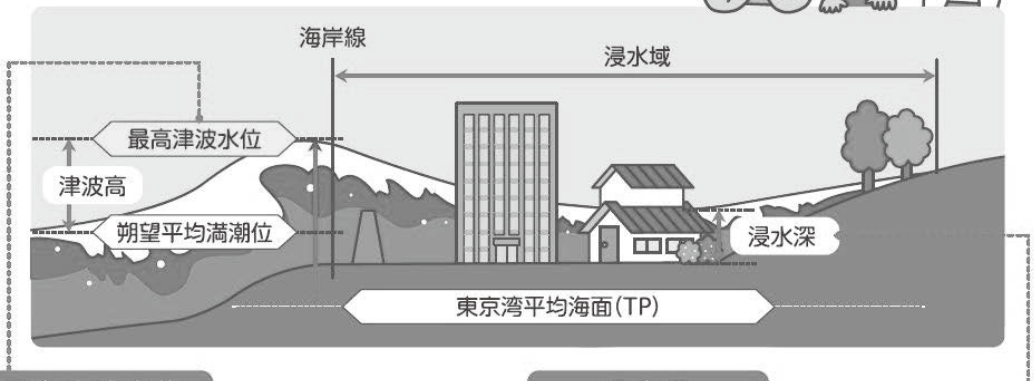

最高津波水位

満潮時に最大の津波が到達した場合の海岸線における水位　＝朔望平均満潮位（TP+0.8m）+津波高

浸水深

津波が海岸から内陸に浸水した場合のその地点における水深

レベル2における津波　浸水想定（全市）

POINT
04 住まいやまちはどうなるの？

ゆっくりとした大きな揺れが長くつづきます

室内では…

- 立っていられない
- 壁のタイルや窓ガラスがこわれる
- 固定していない家具が倒れる

屋外では…

- ビルのガラスや看板が落ちる
- 斜面がくずれる
- 地割れや液状化がおこる

そして…

- 大規模な火災がおこる
- 電気・ガス・水道がとまる

高層建物では揺れが大きく、家具が転倒し、テレビなどが飛び出す。エレベーターが停止する。

まずは、ご自宅の耐震化と家具の固定！そして備蓄を準備しよう！

POINT
05 地震発生時の心得は？

心得1 自分の命は自分で守る

心得2 情報収集につとめる

心得3 自ら進んで避難する

情報をあつめる5つの方法

1. テレビ
   - 緊急地震速報
   - 津波警報
   - 避難指示
2. ラジオ
   - 緊急地震速報
   - 津波警報
   - 避難指示
3. 携帯電話 インターネット
   - 緊急地震速報
   - 津波警報
   - 避難指示
4. 防災行政無線
   - 津波警報
   - 避難指示
5. 広報車
   - 市からの広報

緊急速報メール（エリアメール） メール配信サービスの一つで、特定のエリア（神戸市全域・行政区単位）ごとに、対応機種の携帯電話やスマートフォンに直接情報を一斉に配信するものです。

ひょうご防災ネット 事前に携帯電話から登録しておくと、神戸市や兵庫県から気象情報などの緊急情報や避難に関する情報のお知らせメールが届きます。
詳しくは裏表紙へ。

POINT

06 どのような手順で避難するの?

地震発生

緊急地震速報

安全確保

まず身を守る
- 頭など自分の身を守る
- あわてて飛び出さない
- 室内でも靴をはく

安全を確認する
- 家族の無事を確かめる
- 火を消す
- ドアや窓を開ける

約3分後

津波警報(第1報)

避難指示

情報をあつめる
- 避難の必要を判断する
- 迷ったときは避難する

気象庁から大津波警報・津波警報が発表された場合、神戸市では津波浸水想定区域に対して避難指示を発令します。

避難準備をする
- 火の元を確認する
- ブレーカーをおとす
- 持ち出し品を確認する

地震発生から15分後を目標に避難開始!

約15分後

津波警報(更新報)

避難を開始する
- 山側へ徒歩で寄り道せず
- 声をかけあい情報共有を
- 海や川から離れる

一次避難

随時 津波の観測情報

避難先にとどまる
- 緊急避難場所などの避難先にとどまる
- 津波は繰り返し発生する
- 津波警報等解除まで避難先にとどまる

津波到達

随時 市からの広報情報

二次避難

津波警報解除

避難指示解除

水が引いた後

避難所 知人宅などへ

災害の状況が落ち着いた後、家の倒壊などで自宅に帰れない時は被害の恐れがない避難所や知人宅へ

まめ知識② 津波警報(第1報)

気象庁から大津波警報や津波警報等が発表されます。地震の規模がM8を超えるような巨大地震に対しては、予想される津波の高さが「巨大」や「高い」という言葉で発表されます。

まめ知識③ 3段階の津波警報等

	大津波警報	津波警報	津波注意報
数値	10m超/10m/5m	3m	1m
表現	巨大	高い	

POINT
07 津波から命を守る行動のイメージは

津波災害時の避難行動の基本

地震発生 3分後

兵庫県瀬戸内海沿岸に
津波・大津波警報の発表

津波のおそれがない場合

避難を開始する

15分～20分後

情報（更新報）を収集する
（津波の高さ、到達予想時刻など）

確認 **津波浸水想定区域の中にいるか？**

「防災チェックシート」でご確認ください。

No → 余震に注意して、近くの公園・グラウンドへ

Yes

確認 **津波浸水想定区域の外まで水平避難できるか？**

Yes

水平避難
徒歩で浸水想定区域の外へ移動

No

垂直避難
丈夫な建物の3階以上へ

市街地で大規模な火災があるか？

Yes

緊急避難場所（地震・大火）へ避難

No

約80分～5・6時間

津波到達

到達から少なくとも5・6時間は繰り返し津波が押し寄せる

- 気象庁　津波・大津波警報の解除
- 神戸市　避難指示の解除

確認 **地域や自宅付近は安全か？**

正しい情報を得ることが大切です

Yes

確認 **自宅が被災して帰宅できない**

No → 帰宅する

Yes

避難所や知人宅等へ　避難所は「防災チェックシート」をご覧ください。

できていますか？

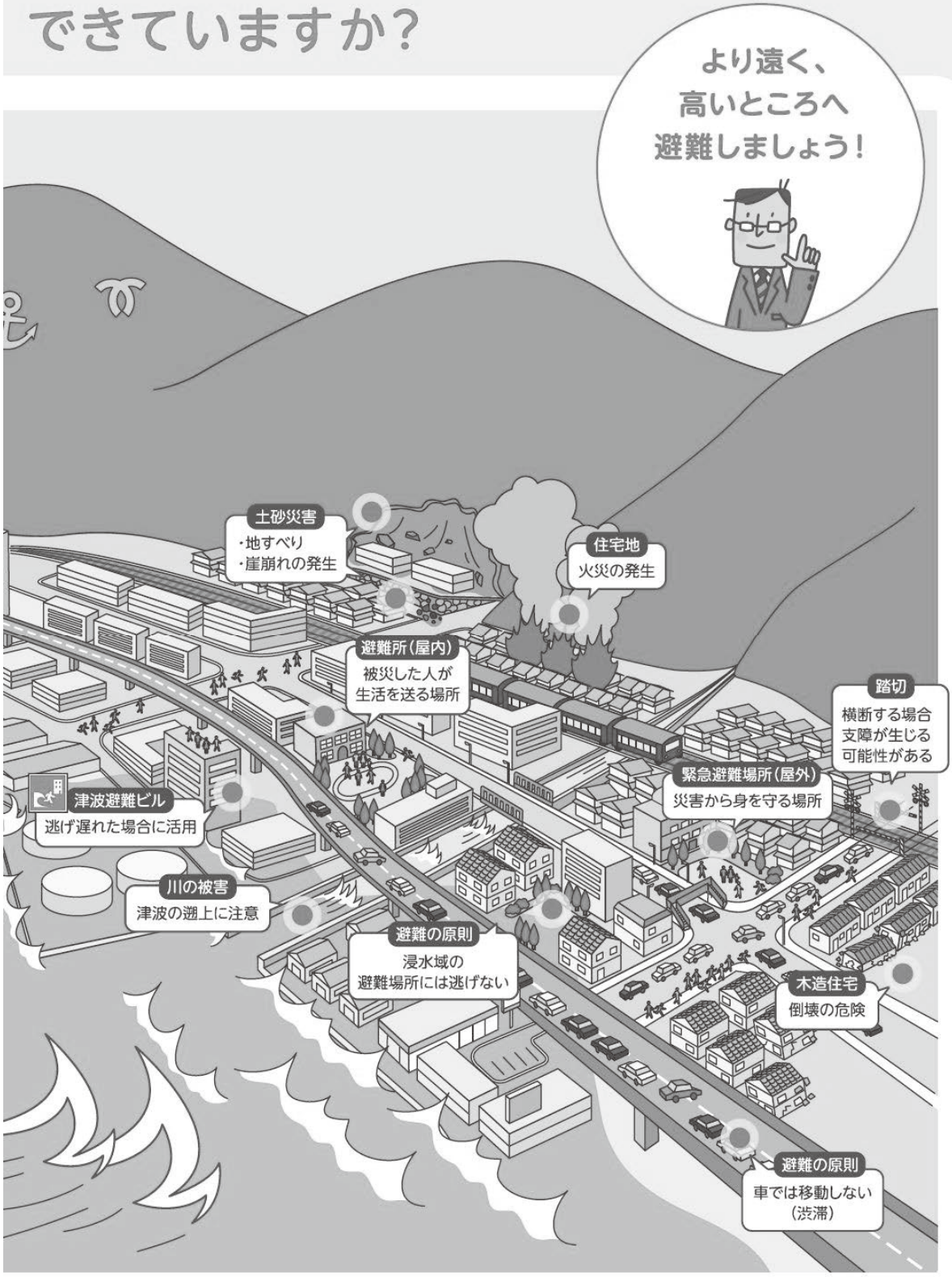
より遠く、
高いところへ
避難しましょう！
土砂災害
・地すべり
・崖崩れの発生
住宅地
火災の発生
避難所（屋内）
被災した人が
生活を送る場所
踏切
横断する場合
支障が生じる
可能性がある
緊急避難場所（屋外）
災害から身を守る場所
津波避難ビル
逃げ遅れた場合に活用
川の被害
津波の遡上に注意
避難の原則
浸水域の
避難場所には逃げない
木造住宅
倒壊の危険
避難の原則
車では移動しない
（渋滞）

POINT

08 家庭で備えることは?

準備1 自宅の揺れ対策や避難方法、避難先などを話し合いましょう!

準備2 非常持出品と備蓄品を用意しましょう!

準備3 連絡の取り方を確認しましょう!

非常持出品と備蓄品は必ず用意しましょう!
普段から「防災チェックシート」を使って
いざという時のために確認をしましょう!

非常持出品

- 災害発生時に最初に持ち出すもの

備蓄品（3日〜7日分）

- 救援物資がつくまでの間、生活をするためのもの

配慮がいる場合

- 乳幼児がいる場合
- 高齢者がいる場合

持ち出し品リスト

持出品の重さの目安は最大男性で15kg、女性で10kg程度。

●基本品目（例）●

飲食	飲料水
	携帯食・非常食
装備	ヘルメット・頭巾・帽子
	ホイッスル
	手袋（作業用）
	懐中電灯（電池・電源）
情報	携帯ラジオ（予備電源）
	携帯電話（充電器）
	連絡メモ・備えリスト
	身分証明書（コピー）
	筆記用具
	現金（10円硬貨含む）
救急	救急用品セット
	持病薬・常備薬
衛生	マスク
	簡易トイレ
	トイレットペーパー
	（ウェット）ティッシュ
防寒	使い捨てカイロ
	ブランケット
汎用	ハンカチ・手ぬぐい・タオル
	安全ピン／ポリ袋／テープ
	ビニールシート類
	ライター・マッチ

●個別の検討品目（例）●

貴重品	鍵（家・車等）
	メガネ・コンタクトレンズ
	通帳・証書類（コピー）
	印鑑
女性	生理用品（おりものシート）
	防犯ブザー
	くし・ブラシ・鏡
	化粧品
高齢者	介護手帳・介護用品
	紙おむつ
	入れ歯
	補聴器
乳幼児	粉ミルク・哺乳瓶・離乳食
	清浄綿
	紙おむつ
	抱っこ紐
	母子手帳
障がい者・外国人	障害者手帳
	助けを求める手段
	移動を助ける手段
	情報を得る手段
	会話を助ける手段
	安心できるもの
ペット	ペット用品一式

●備蓄する生活用品目（例）●

衣	衣類
	毛布
	雨具（ポンチョ・雨合羽）
食	保存食類
	食器皿・コップ
	箸・フォーク・スプーン
	ラップ
	アルミホイル
	缶切り
	カセットコンロ・ボンベ
住	ドライシャンプー
	重曹
	ふろしき
	工具類
	予備電池（バッテリー）
汎用	地図
	新聞紙
	ダンボール
	ローソク
	非常用給水袋・タンク類
	キッチンペーパー
	ホワイトボード
	スリッパ
	蚊取り線香

POINT
09 事業者として備えることは?

日頃から取り組むべきこと

事業所内の防災対策の実施

- 建物の耐震化と備品などの固定を進めましょう。
- 廊下や出入口に障害となる物を置かないよう心掛けましょう。
- 通行人等に被害が及ばないよう、ガラスの飛散防止、屋外工作物やブロック塀の転落・落下防止を進めましょう。

避難計画の策定及び周知

- 具体的な対策の実施手順等を避難計画として作成しましょう。

事業継続計画（BCP）の策定

- 事業継続計画(BCP)を策定し、訓練、検証、改善を踏まえた事業継続マネジメント(BCM)を進めることが重要です。

従業員等への防災教育

- 応急対応や被害を軽減するための日頃からの取組みや安全点検について教育しましょう。

防災訓練の実施・検証

- 定期的に事業所全体で防災訓練を実施し、検証を踏まえて避難計画の見直しなどを行いましょう。

事業者備蓄の推進

- 事業所での備蓄を推進しましょう。

地域との連携

- 地域との協力体制を構築し、災害発生時の緊急避難場所や資機材を提供することで、地域の防災力向上に貢献しましょう。

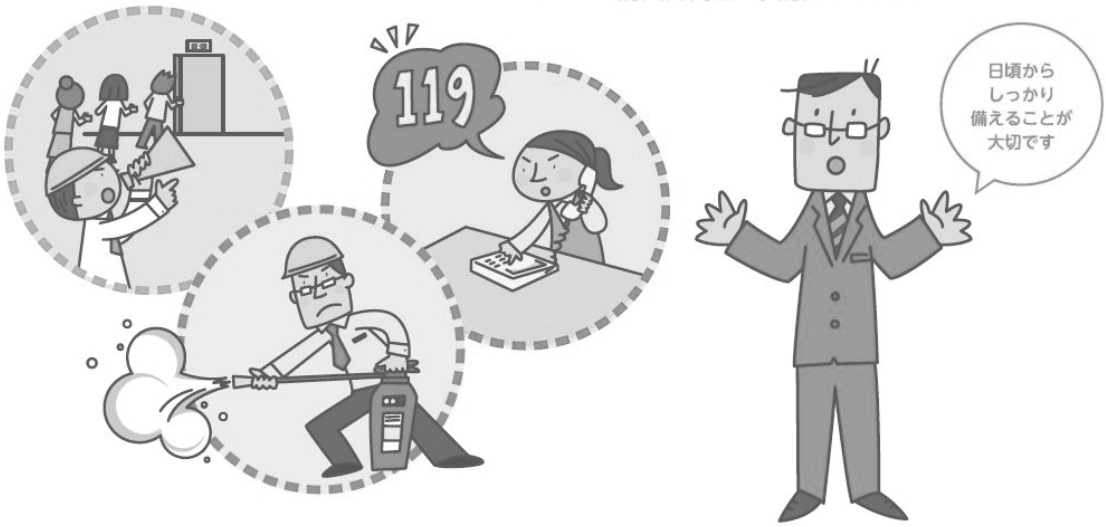

POINT
10 地域防災活動に参加しよう!

大災害が発生すると、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんな時に力を発揮するのが「自主防災組織」です。
神戸市では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「自らの命は自らで守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、「防災福祉コミュニティ」を結成しています。

防災福祉コミュニティの役割

平常時の活動

1. 防災知識の普及啓発
2. 各種防災訓練の実施
3. 危険箇所などの把握
4. 情報伝達網の構築
5. 防災資器材の整備・点検
6. 防災リーダー育成

災害時の活動

1. 情報収集・伝達
2. 出火防止・初期消火
3. 救出・救助
4. 応急手当（搬送）
5. 避難
6. 給食・給水

助け合いの精神で!

是非、「防災チェックシート」をご活用ください。

ひょうご防災ネット
http://bosai.net/kobe/

神戸市では、風水害や地震による避難指示などの緊急情報を速やかに市民の皆様にメールでお知らせするサービスを実施しています。事前に携帯電話のメールアドレスを登録すると、神戸市や兵庫県から緊急情報のお知らせメールが届きます。また、平常時から、携帯電話のホームページで安全・安心情報や防災関連情報を見ることもできます。

神戸市危機管理室
https://www.city.kobe.lg.jp/a46152/bosai/prevention/preparation/guide/index.html

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

City of Design KOBE
Member of the UNESCO Creative Cities Network since 2008

参考資料　5

防災管理規程

制定　平成24年9月24日
沿革　平成25年3月28日一部改正

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）における防災管理業務について消防法その他関係法令に準拠して、必要な事項を定め、大規模災害等における被害を最小限に抑え、役職員等の安全確保等を図ることを目的とする。

（定義等）

第２条 役職員等とは、センター事務所で勤務する職員、来所する役員並びに訪問者を対象とする。

２　大規模災害等とは、災害対策基本法における災害の定義のうち、震度６弱以上の地震や被害の大きな津波、豪雨、洪水若しくは火災によって生じる被害とする。

（防災組織）

第３条　会長は、大規模災害等に備え、建屋等の耐震補強に努めるとともに、通常業務における組織とは別に、非常事態のもとで職員が災害時の初期対応を迅速に行動するための防災組織を立ち上げるものとする。なお、大規模災害の対策に係る費用については、理事会の承認を得るものとする。

２　防災組織の概略は、別添のとおりとする。

（応援協定）

第４条　会長は、大規模な災害により浄化槽に被害が発生した場合に備えマニュアルの策定に努めるものとする。また、浄化槽の被災状況の確認や初動対応が円滑に対処できるよう兵庫県及び市町とあらかじめ応援協定の締結に努めるものとする。

（事務局長の責務）

第５条　事務局長は、防災管理の統括責任者となり次に掲げる業務を行う。

(1) 職員等の安全確保に関すること。
(2) 被害の実態把握に関すること。
(3) 災害対策本部の設置要請に関すること。
(4) 防災管理者の任命に関すること。
(5) その他必要な事項

２　事務局長は、職員に応急手当普及員の資格を取得させるよう努めるものとする。

（防災管理者の責務）

第６条　防災管理者は、統括責任者を補佐し、次に掲げる業務を行う。

(1) 役職員等の安否確認に関すること。
(2) 建屋等の耐震補強に関すること。
(3) 建物・設備等の被害の確認に関すること。
(4) 防災訓練、防災教育の実施に関すること。
(5) 防災責任者の任命に関すること。
(6) その他サーバー等の管理に関すること。

２　防災管理者は、消防法に規定する法定点検を実施し消防設備の機能維持に努めなければならない。また消防設備に、不備・欠陥があった場合には、統括責任者の承認を得て速やかに改修を図るものとする。

（防災責任者の責務）

第７条　防災責任者は、日常の火元責任者となり、災害時等には次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定避難場所への誘導に関すること。
(2) 重要書類並びに非常用装備品の管理に関すること。

(3) 電気設備及び消火設備等の管理に関すること。
(4) 劇物の管理に関すること。
(5) 救命救急用具の確保に関すること。
(6) その他ロッカー等の転倒防止策に関すること。

２　防災責任者は、あらかじめ各課の応急救護、初期消火及び避難誘導等の主担当者を指名し、役割分担を決めること。また、建物の定期点検と補強及び補修工事の必要項目を洗い出し、防災管理者へ報告すること。

３　防災責任者が消火設備等の自主点検を実施した場合は、防災管理者に報告するものとする。

（職員の遵守事項）

第８条 職員は、防災管理者等の指示に従い、災害予防及び災害時の避難確保のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 消火器や避難具等の扱い方は、平素から十分に熟知しておくこと。
(2) 火災防止のため、可燃物を室内、屋外にみだりに放置しないこと。
(3) 事務所の避難通路、非常口に通行を妨げる物は置かないこと。
(4) 勤務中の喫煙は、所定の場所以外では行わないこと。
(5) ゴミ等の焼却は、行わないこと。

（防災訓練等）

第９条 防災管理者は、職員に対し防災意識の啓発に努め次に掲げる訓練及び教育を行わなければならない。

(1) 消火・通報・避難訓練等の実施　年1回
(2) 消防署等が実施する研修会等への職員参加　随時

（改正）

第10条　この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

（補則）

第11条　この規程の運用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年９月 24 日から実施する。

別添　　防災組織

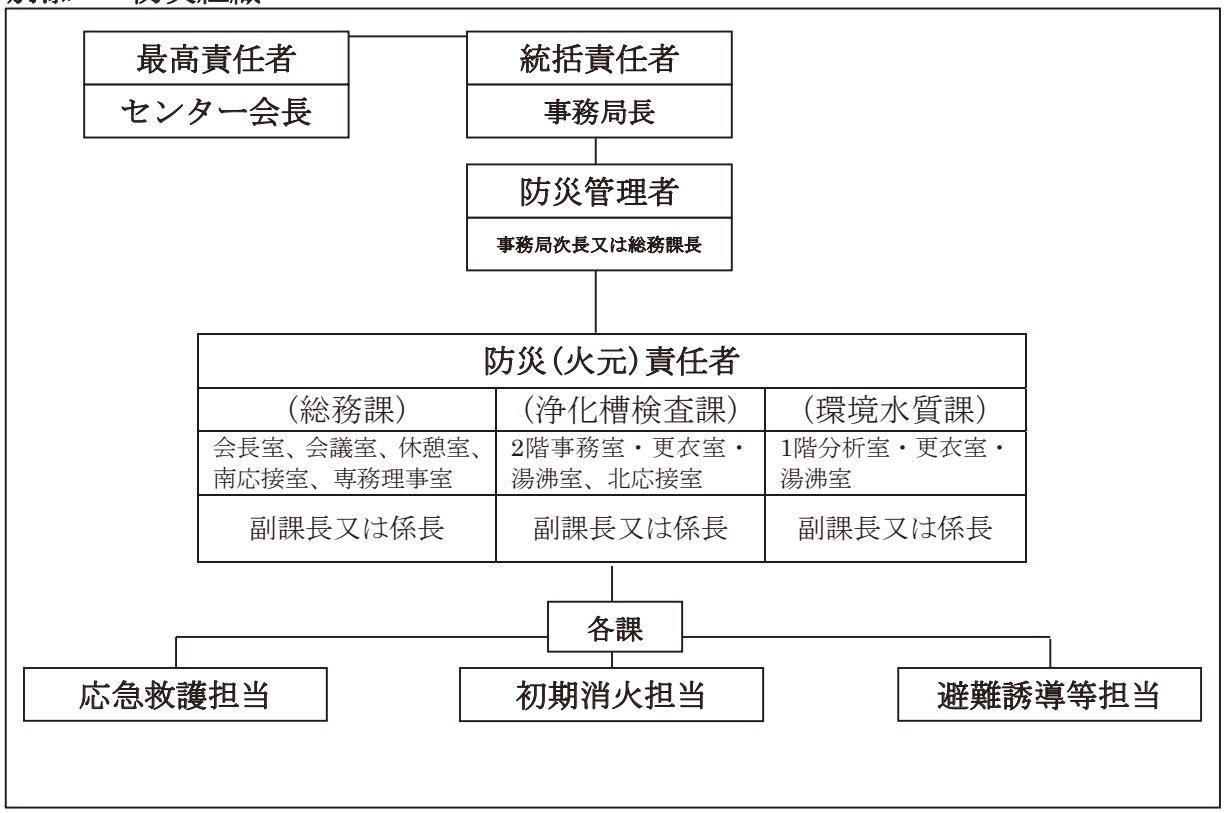
最高責任者
センター会長
統括責任者
事務局長
防災管理者
事務局次長又は総務課長
防災(火元)責任者
(総務課)
(浄化槽検査課)
(環境水質課)
会長室、会議室、休憩室、南応接室、専務理事室
2階事務室・更衣室・湯沸室、北応接室
1階分析室・更衣室・湯沸室
副課長又は係長
副課長又は係長
副課長又は係長
各課
応急救護担当
初期消火担当
避難誘導等担当

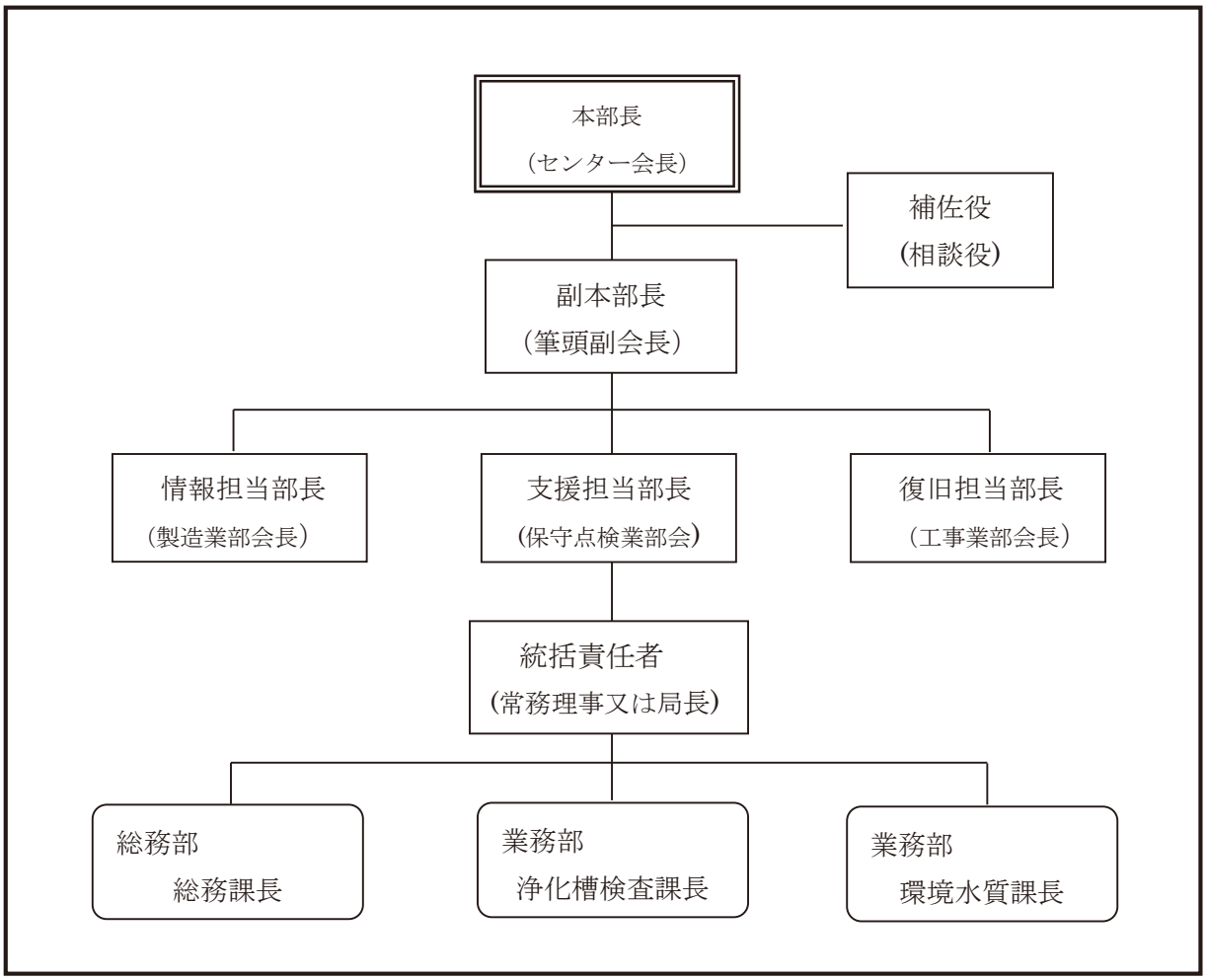
本部長
(センター会長)
補佐役
(相談役)
副本部長
(筆頭副会長)
情報担当部長
(製造業部会長)
支援担当部長
(保守点検業部会)
復旧担当部長
(工事業部会長)
統括責任者
(常務理事又は局長)
総務部
総務課長
業務部
浄化槽検査課長
業務部
環境水質課長

防災管理規程運用細則

制定　平成24年11月２日
沿革　平成25年２月21日　令和４年11月９日一部改正

（目的）
第１条　この細則は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）の防災管理規程並びに大規模災害対応マニュアルの運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急連絡網）
第２条　事務局長は、災害対策本部の運営に係る情報連絡網作成のため、別に定めるモデル（別添１）を参考に緊急連絡網を作成するものとする。

（情報収集）
第３条　事務局長は、大規模災害等が発生した場合には、防災情報関係機関等（別添２）に確認し、直ちに会長に報告するものとする。

（避難場所への誘導）
第４条　避難誘導者は、津波警報が発令された場合には、事務局長の指示で、速やかに神戸市が指定した指定避難場所（別添３）へ誘導すること。

（災害対策本部）
第５条　災害対策本部の設置時期及び役割については、別添４のとおりとする。

（耐震補強）
第６条　会長は、建物等の耐震補強を実施する場合には、正副常務会において承認を得なければならない。

（応援協定）
第７条　兵庫県及び市町からの浄化槽被害調査等に関する要請に応えるため、別に定める（別添５）モデルを参考に締結に努めるものとする。

（会員の登録）
第８条　センターは、前条の要請に備えるため、浄化槽工事業者並びに浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者に支援可能な会員を募り（別添６）、登録しておかなければならない。

（緊急通行車両の申請）
第９条　会長は、浄化槽被害等の緊急調査に備え、センター及び前条に規定する登録会員の緊急車両の事前届出等を行うものとする。

（記録票）
第10条　防災管理規程第７条に規定する消火設備等自主点検記録票は、別に定める（別添７）とおりとする。

（改正）
第11条　この細則の改正は、正副常務会において承認を得なければならない。

附　則
この細則は、平成24年11月２日から施行する。

附　則
この細則は、平成25年３月28日から施行する。

附 則
この細則は、令和４年11月９日から施行する。

(別添1)　緊急連絡網

1　緊急連絡網(役職員の安否確認・緊急動員):責任者の氏名を記載したものを事務所に掲示。

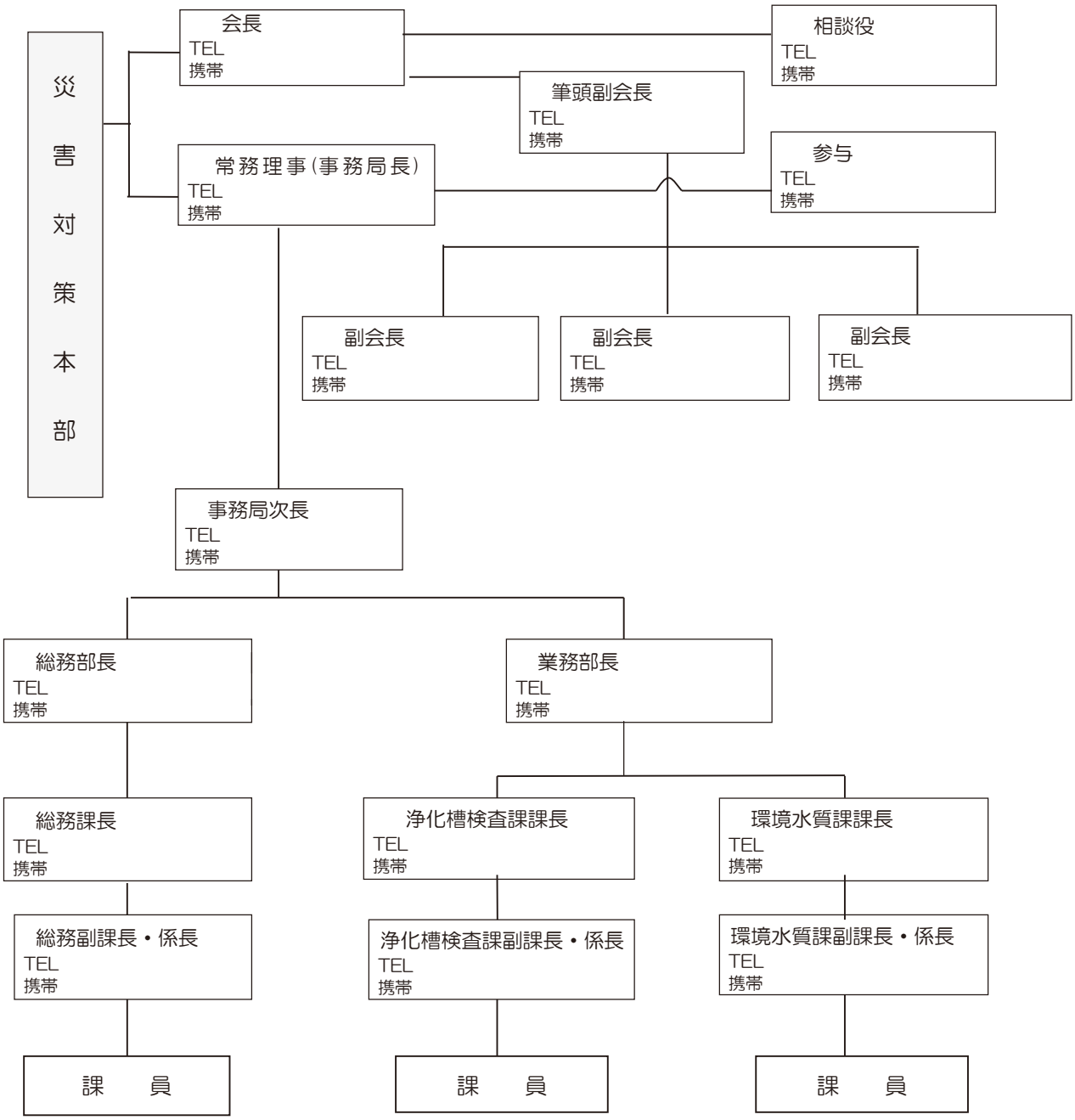

2　注意事項

この緊急連絡網は、災害対策本部からの情報伝達用連絡網としても使用される。また、防災訓練等の反省点を、災害対策本部の運営に反映すること。

(1)各課の責任者は、大規模災害等が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡すること。
(2)長電話はさけて、連絡は簡潔に行うこと。
(3)職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡すること。
(4)電話・メールで連絡のとれない職員については、最寄りに住む職員等が直接訪問すること。
(5)被災により怪我をした職員に対し応急手当普及員による必要なサポートをすること。

（別添２）

防災情報関係機関一覧表

情　　報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	神戸中央消防署	２４１－０１１９(代)
		神戸水上消防署	３０２－０１１９(代)
	警察	兵庫県警本部災害対策課	３４１－７４４１(内線 5881)
		神戸水上警察署	３０６－０１１０(代)
	県	兵庫県環境整備課	３６２－３２７９
		兵庫県災害対策課	３６２－９９８８
		兵庫県広域防災センター	０７９４－８７－２９２０
	市	神戸市役所危機管理室(市民問合せ用)	３２２－５０００
交通情報	道路	神戸運輸管理部兵庫陸運部(総務企画部)	４５３－１１０６
		西日本高速道路株式会社	０６－６３４４―４０００ ０１２０－９２４－８６３
		兵庫県道路公社	２３２－９６３３
	鉄道	ＪＲ西日本お客様センター	３８２－８６８６
		阪神神戸三宮駅	２２１－１２５４
		阪急電鉄交通ご案内センター	０６－６１３３－３４７３
		神戸新交通株式会社（ポートライナー）	２５１－２１１５（料金等） ３０２－２５００（その他）
		神戸市交通局	３２２－５９２４
ライフライン	電気	関西電力神戸営業所	０８００－７７７－８０４１
	ガス	大阪ガス㈱導管事業部 （㈱きんぱい　ガス機器・ガス配管）	０６－６６５６－３９１１
	水道	神戸市水道局(中央区・兵庫区)	３４１－５４５１
	電話	ＮＴＴ西日本兵庫支店	３６２－０３５４
気象情報	気象	神戸海洋気象台［天気相談］ （気象予警報 177）	２２２－８９１５
神戸市緊急避難場所	避難	神戸国際展示場 ポートアイランドスポーツセンター ワールド記念ホール	３０２－１０２０ ３０２－１０３１ ３０２－８７８１
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

（別添３）地震・風水害発生時の緊急避難場所

1　神戸市が指定した避難場所(抜粋)：

①神戸国際展示場（神戸市港島中町 6-11-1）

②ポートアイランドスポーツセンター（神戸市港島中町 6-12-1）

③ワールド記念ホール（神戸市港島中町 6-12-2）

（別添４）災害対策本部の役割

１　組織名称　　名称例　災害対策本部
２　設置時期　　震度６弱以上の地震、被害の大きな津波、豪雨、洪水等の発生時
（会長の指示、又は会長に連絡が付かない場合には、職制最上位の者が判断する。）
３　設置場所　　(一社)兵庫県水質保全センター事務所
神戸市中央区港島南町３丁目３番８
※　事務所が被害により使用できない場合のため、事前に仮事務所を決定しておく

区　　分	災害対策本部の役割
災害対策本部長	・ 災害対策本部の総括的指揮
副本部長	・ 災害対策本部長の補佐、災害対策本部長不在時の代行
災害対策会議	・ 災害対策本部の設置・運営 ・ 災害対策本部の代替地運営（事務所使用不可の場合） ・ 地震対策上の重要事項の決定 ・ 勤務体制の決定 ・ 災害対策資金の検討（復旧資金等含む） ・ 被災した浄化槽の対応（大規模災害対応マニュアル適用） ・ 復旧計画の作成
統括責任者	・ 災害対策本部要員の招集 ・ 災害対策本部からの指示伝達 ・ 災害対策資金の調達 ・ 職員の帰宅・残留命令
次長又は総務課長	・ 緊急通行車両の申請 ・ 役所・報道等の折衝 ・ 関係機関、関係団体との連絡・調整 ・ 復旧にかかる費用負担の対応
浄化槽検査課長	・ 浄化槽使用者等からの問合せ対応 ・ 復旧要員の確保 ・ 職員及び会員の安否確認と結果の集計 ・ 職員帰宅困難者、徒歩帰宅者支援対応 ・ 不明職員の捜索 ・ 事業所の業務継続に関わる職員への指示
環境水質課課長	・ 鉄道、道路、ライフライン等の被害情報収集 ・ 通信・情報システムの被害状況確認および復旧への対応 ・ 被災職員支援対応 ・ 救急用具の確保 ・ 事務所等の被害の後片付け指示

留意事項
（１）災害対策本部長は、副本部長の出社不能を考慮しそれぞれ代行者を指名しておく。
（２）事務所総括責任者は、対策本部業務を的確に実行できる各課要員を指名するとともに、出社不能を考慮しそれぞれ主要なバックアップ要員を確保しておく。
　また、対策本部の設置および初期の情報収集等を行う要員を会社近辺に在住する職員の中から指名しておく。
（３）各課の責任者は、緊急招集を行うために災害対策本部要員の名簿・連絡先電話・メールアドレスをリスト化しておく。

（別添 5）

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書（改訂版）

（趣旨）

第１条　この協定は、○○町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で、○○町で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害のうち、震度 6 弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害をいう。

（応援要請）

第３条　甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認めるときは、乙に対し応援要請を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　前条に規定する甲の応援要請は、原則として応援要請書（様式第１号）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、応援要請を口頭又は電話等により行い、その後速やかに応援要請書を乙に送付することにより行うものとする。

（応援業務の実施）

第５条　乙は、第 3 条に規定する甲の応援要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

(1)　被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

(2)　被災地における浄化槽等に関する住民相談への対応

(3)　甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

（経費負担）

第６条　応援業務に要する経費は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に係るものにあっては乙が、同条第 3 号に掲げる事項に係るものにあっては甲が負担するものとする。

2　前項の規定により甲が負担する経費の額については、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（相互の協議）

第７条　甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（応援のための通行）

第８条　甲は、第 3 条の規定により応援要請を行ったときは、乙が応援業務を円滑に実施することができるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置の実施に努めるものとする。

（実施報告）

第９条　乙は、応援業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、災害時における浄化槽等の復旧活動等業務実施報告書（様式第 2 号）及び調査結果等集計表（様式第３号）により報告するものとする。

（損害賠償等）

第 10 条　乙は、応援業務の実施の際においては、応援業務に従事する乙の職員及び

会員にあっては労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労災保険に加入した者を充てるものとし、これらの者が事故等の災害で死亡し、若しくは負傷した場合又は後遺障害が残った場合にあっては同法その他の法令に基づく損害賠償を行うものとする。

（災害対策関係会議等への出席）

第 11 条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

（連絡窓口）

第 12 条　この協定に伴う事務は、甲にあっては、○○町△△部□□課、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2　甲の組織に変更が生じたときにおける前項に規定する甲の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

（協定の適用）

第 13 条　この協定は、締結の日からその効力を生ずるものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（補則）

第 14 条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自１通を保有する。

年　月　日

甲　兵庫県××郡○○町

○○町長　□□　□□

乙　神戸市中央区港島南町３丁目３番８
一般社団法人　兵庫県水質保全センター

会長

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

応　援　要　請　書

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書第３条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請いたします。

一般社団法人　兵庫県水質保全センター
会長　　様

○○町長

記

１　責任者の所属及び氏名	
２　応援要請の内容	
３　応援を必要とする期間	年　　月　　日　　から 年　　月　　日　　まで
４　その他要望する事項	

様式第２号（第９条関係）

年　　月　　日

災害時における浄化槽等の復旧活動等業務実施報告書

○○町長　　様

一般社団法人　兵庫県水質保全センター
会長

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">情報収集及び実態調査地域名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査等実施者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査結果等報告</td><td>別添調査結果等集計表（様式第３号）のとおり</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となる事項</td><td></td></tr>
<tr><td>機関連絡先</td><td colspan="2">住所：〒
電話：　　ＦＡＸ：
メール：</td></tr>
</table>

様式第３号（第９条関係）

調査結果等集計表

調査区域※	
調査日時	
調査員氏名	
調査員連絡先	
被害の要因	□地震　□津波　□豪雨　□洪水　□その他災害
調査件数	件
建屋の被害件数	被害なし　件；被害あり　件；不明　件
居住の有無	居住　件；避難　件；不明　件
浄化槽の被害状況	使用可　件；暫定使用可　件；使用不可　件
使用不可浄化槽の損傷程度	全壊　件；補修可能　件；不明　件
仮設トイレ必要件数 （調査時点）	件
調査区域における要望等	
その他緊急に必要とされること。	

※調査地域が離れる場合は、区域ごとに作成すること。

災害時の応援協定の締結状況について

応援協定締結一覧　（令和４年 11 月１日現在）　　19 市 10 町

年　度	締　結　日	締 結 先
平成 25 年度	平成 26 年３月 20 日	神 戸 市
平成 26 年度	平成 26 年８月１日	洲 本 市
	平成 27 年２月４日	淡 路 市
平成 27 年度	平成 27 年５月１日	宝 塚 市
	平成 27 年６月 15 日	丹 波 篠 山 市
	平成 27 年 11 月２日	姫 路 市
	平成 28 年３月 25 日	香 美 町
	平成 28 年３月 28 日	三 田 市
平成 28 年度	平成 28 年４月１日	豊 岡 市
	平成 28 年９月 20 日	尼 崎 市
	平成 29 年２月１日	佐 用 町
	平成 29 年３月１日	市 川 町
	平成 29 年３月１日	南 あ わ じ 市
平成 29 年度	平成 29 年８月 15 日	加 古 川 市
	平成 30 年３月 30 日	丹 波 市
平成 30 年度	平成 30 年８月１日	新 温 泉 町
	平成 31 年３月 28 日	西 宮 市
令和元年度	令和元年８月６日	上 郡 町
	令和元年８月 20 日	福 崎 町
	令和元年８月 29 日	た つ の 市
	令和元年９月 17 日	多 可 町
	令和元年 10 月１日	朝 来 市
	令和元年 10 月１日	加 東 市
	令和元年 10 月 17 日	高 砂 市
	令和元年 11 月 22 日	神 河 町
	令和元年 12 月 26 日	西 脇 市
	令和２年２月５日	播 磨 町
	令和２年３月 10 日	伊 丹 市
令和２年度	令和２年４月１日	稲 美 町

（別添６）

年　　月　　日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長　　様

会員社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿
ＦＡＸ番号 ＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

災害時における浄化槽被害調査に係る支援会員の登録申請書

当社は、支援会員として登録し、地震、風水害などの災害時において、センターから応援要請があれば、当社が保有する下記の浄化槽被害調査に係る保守点検車両等により可能な限り要請に応じます。

記

〔支援可能な車両〕

申　請　車　種	台　数
保守点検車両	

＜注＞　兵庫県警に支援可能な車両ごとに緊急通行車両の事前届出を行うため、車検証の写しが必要となります。なお、届出後に廃車された場合には、県警から交付される事前届出済証は無効となります。

一般社団法人　兵庫県水質保全センター
ＦＡＸ送信先　：０７８－３０６－６０３８

（別添７）

事務局長	防災管理者	副課長	係長	担当

点検年月日	
年　　月　　日	
火元責任者印	

消火設備等自主点検記録票

項　　目	点検内容	点　検結　果
消火器	容易に取り出せる所に置いてあるか。	
	「消火器」の場所が確認できるか。	
	安全栓（黄色のピン）が脱落していないか。	
火気管理	避難上の障害となる場所で使用していないか。	
	火気の周囲に燃えやすいものが放置されていないか。	
	燃焼器具は、故障・破損したものを使用していないか。	
	使用後は、ガスの元栓を閉鎖しているか。	
	容易に転倒しないよう安定した状態で器具を使用しているか。	
	燃焼器具が目的以外で使用されていないか。	
喫煙管理	喫煙場所及び禁煙場所を定め、それらが守られているか。	
	喫煙場所には灰皿があり、常に清掃されているか。	
	吸殻の後始末は適正に行われているか。	
放火防止	建物周囲に燃えやすいものを放置していないか。	
	定期的に巡回、監視を行い建物内外の清掃・整備を行っているか。	
地震対策	火気使用設備等の本体、燃料容器は転倒防止措置がしてあるか。	
	火気使用設備等に周囲から転倒・落下する恐れのある物はないか。	
避難施設の管理	避難口、階段、通路等には避難の障害となるものを置いていないか。	
	防火戸・シャッターの周囲には閉鎖障害となる物を置いてないか。	
	避難口の戸は、内部から容易に開放できるか。	

※　点検結果には、良→○、不良→×、即日改修→○と記載する。

防災対策検討ワーキンググループ設置運営規程

制定　令和３年９月３日

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）における火災及び震災等の災害から、センター役職員並びに来所するすべての者の人命の安全を確保するため「防災対策検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　WGは、センター会長から付託された次の案件について審議し、意見をまとめ、会長に報告するものとする。

一　防災管理規程に関すること。

二　震災時の対応マニュアルに関すること。

三　その他

（WGの構成）

第３条　WGは、センター会長から指名された浄化槽業界代表者及び災害に関する有識者等からなる者で構成する。

２　WGには、委員長及び副委員長を置き、センター会長が指名する。

３　委員長は、WGを代表し会務を運営する。

４　委員長にやむを得ない事由があるときは、副委員長がこれを代行する。

（WGの招集）

第４条　WGは、委員長が招集する。

２　委員長は、WGの委員を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

３　WGは、委員の過半数が出席しなければ、これを開会することができない。

（事務局）

第５条　このWGの事務は、センター総務部総務課が行う。

（旅費等）

第６条　WGに出席した委員への旅費については、センターにおいて負担する。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附　則

この規程は、令和３年９月３日より施行する。

防災対策検討WG委員名簿

（順不同・敬称略）

委員長	一般社団法人兵庫県水質保全センター会長	田中　一良
委　員	一般社団法人兵庫県水質保全センター相談役	九坪　登志彦
委　員	一般社団法人兵庫県水質保全センター副会長	橋本　良之
委　員	一般社団法人兵庫県水質保全センター副会長	上田　　豊
委　員	一般社団法人兵庫県水質保全センター常務理事	清水　伸一郎
委　員	一般社団法人兵庫県水質保全センター参与	城戸　正輝
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課副課長	吉田　光方子

（審議・報告）

年　月　日	ワーキンググループ・役員会・委員会
令和３年　９月　３日	防災対策検討ワーキンググループ設置
令和４年　１月 14 日	令和３年度第１回防災対策ワーキンググループ
令和４年　２月 24 日	令和３年度第２回防災対策ワーキンググループ

令和４年　６月 21 日	令和４年度第１回防災対策ワーキンググループ
令和４年　７月 19 日	令和４年度第４回正副常務会
令和４年　８月 30 日	令和４年度第２回防災対策ワーキンググループ
令和４年　９月　９日	令和４年度第３回法定検査制度管理特別委員会
令和４年　９月 21 日	令和４年度第１回業界役員会
令和４年 10 月　６日	令和４年度第１回環境水質検査委員会
令和４年 11 月　９日	令和４年度第３回総務広報委員会
令和４年 11 月　９日	令和４年度第２回業界役員会
令和４年 11 月　９日	令和４年度第８回正副常務会
令和４年 11 月 18 日	令和４年度第４回法定検査制度管理特別委員会
令和４年 11 月 24 日	令和４年度第３回理事会

大規模災害対応マニュアル　改訂版

監修　一般社団法人兵庫県水質保全センター
防災対策検討ワーキンググループ
発行　一般社団法人兵庫県水質保全センター
〒650-0047
神戸市中央区港島南町３丁目３番８